

中世後期ロンバルディア農村地域における領主領民紛争

ー レッジヨの事例からー

アンドレア・ガンベリーニ

訳・解説 佐藤公美

《解説》ここに訳出するのは、二〇一〇年七月二七日、立教大学で開催された村落交流史研究会での、アンドレア・ガンベリーニ氏による同名の口頭報告の原稿である（原文はイタリア語）。ガンベリーニ氏は、現在ミラノ大学で中世史学を担当する気鋭の若手研究者であり、今回は二〇〇九―二〇一三年度科学研究費補助金（基盤研究（A））「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」（代表・服部良久）により招聘された。同氏は中世後期イタリア史を専門とし、ヴィスコンティ家及びスフォルツァー家の支配する領域国家・ミラノ公国とその前身について多くの研究がある。イタリア近代史学全体

の歴史を顧みれば、このような中世及びルネサンス期の領域国家研究の発展は比較的新しい事柄である。対オーストリア独立戦争を経て統一国家を形成したイタリアは、中世「自治」都市国家に、都市の「自由」に基づく国民的文化の基盤を見出した。そのためイタリア中世史学は長く中世盛期の自治都市国家に関心を集中させ、都市共和国体制の崩壊後に台頭する中世後期領域国家が評価され重要な成果が出されるには、一九七〇年代を待たねばならなかった。この分野の金字塔とも言えるべきジョルジヨ・キットリーニの『地域国家の形成とコンタードの諸制度』が刊行されたのは一九七九年のことである。以後約三〇年を経た現在、

イタリア中世史学における領域国家研究は豊饒な収穫期を迎えたと云ってよい。ガンベリーニ氏はキットリーニの門下生であり、ヴィスコンティ国家における地域的具體像の検討から研究歴をスタートした。フィールドである都市レッジョと支配領域の構造や、豊富な伝来史料とその類型の独自性が、氏の研究の个性的アプローチを支えている。農村領域に多数の貴族支配が広がるレッジョでは、都市の農村掌握は不完全であり、領域住民達も、自ら領主を選び主体的に行動する。このような領域内の政治的主体の多様性とその行動力への注目から、都市・農村関係と中世政治文化の諸側面の総合的考察を展開していることが氏の研究の特色であろう。近年ガンベリーニ氏は、広い意味での政治的コミュニケーションを扱う政治的言語研究においても、イタリア及び欧州で主導的な役割を果たしている。政治的言語研究は音楽、演劇、建築、身振り等、様々な表現の媒体を対象として学際的に展開しているが、そのような研究が、レッジョの地域的実情の研究と有機的に結びついていることを振り返るのは興味深いことである。研究会では、在地社会の政治的主体と国家の政治制度の交錯のあり方や、領域住民の「ことば」が史料上に言語化される具体相、地域社会におけるキリスト教教会の役割等について、日本史研究者の側から様々な質問が出された。それを受けて当

日参加の西洋史研究者も交え、一四世紀という時代と、領域住民の領主への抵抗におけるレッジョの地域的独自性をどのように理解するかという問題についても活発な議論がなされた。このような研究交流が、互いの研究対象と史料を見る目を新たな角度から研ぎ澄まし、より深い相互理解と研究の進展をもたらすことを祈りたい。なお、訳文中の「」は訳者による補足、（ ）は原文中の筆者による補足であるが、必要に応じて原語を訳語の後に括弧内表記した。

* * * * *

本日の報告では、中世末期のポー川流域における農村領主制下の領主・領民関係の性格についてお話ししたいと思う。私はこのテーマに「下から」の展望をもってアプローチする積もりである。特に領民（*Trustee*）に焦点をあて、彼らの主体的に政治的行動をとる能力の評価を試みたい。今日の報告の対象地域は、エミリア地方の中心にあるレッジョ周辺の領域である。これはイタリア最長の河川であるポー川下流から、アペニン山脈の山稜まで広がる領域で、高度は最高二〇〇メートルに達する。従ってここでは平野、丘陵地、山岳地帯が北から南へと連続している。

ここで分析する出来事は、一三七一年に始まる。この年、ミラノの支配者であったベルナボ・ヴィスコンティが、当時小さいが戦略的に重要な都市であったレッジョを占領し

た。この中心地を掌握する者は、地域の最も主要な交通路の一つであったエミールリア街道を掌握することができたのだ。しかし、エミールリア街道の通過する地域を除けば、都市〔レッジョ〕による周辺領域の掌握は、山岳地帯側も、平野部とポー川の方向も、ごく弱体なものに過ぎなかった。まさにこのことよって、レッジョは他の中北部イタリアの諸都市に比べて特殊な事例をなしている。

今日のイタリアの研究史は、都市による周辺農村領域征服という「神話」を多少は相対化し、例えば、都市的中心地から遠い地域では、「都市以外の」その他の権力、特に領主権力が健在であったことを明らかにしている。それでもなおレッジョの事例は、都市の「領域支配」政策の失敗を示す事例としてセンセーショナルであるとすら言える。事実、ベルナボ・ヴィスコンティ到来の時点で、都市または君主の支配を免れていた城は一〇〇以上もあった。ここから第一に確認されるのは次のようなことである。農村領主支配は、一四世紀の間、レッジョの周辺領域において最も広く普及した政治的組織形態であった。

この地域における領主支配の大変な成功に好条件を用意したのは、一四世紀における政治上の変遷であった。この間レッジョは、最大規模に拡大した複数の国家的政治体の衝突の舞台となった。エステ家国家、教会国家、スカー

ラ家領、ゴンザーガ家領、ヴィスコンティ国家等である。そこから、絶え間ない戦争状態という非常に不安定な状態が発生し、それが領主のような諸権力にとつて、いわば理想的な土壌を提供することになった。即ちこれらの権力は、領民に対して彼らが保護を提供しうる、ということに自らの成功の基盤を置いていた。事実、周辺領域を掌握する力のない都市を前にして、領民達には、城砦の領主に保護を求める他に選択肢はなかったのである。

従って、平野部でも、丘陵部でも、山岳部でも同様に、城砦が在地の政治的システムを支える梁の役割を果たしていた。領主側で作成された史料の中では、「城砦区(Castellanza)」という用語で指し示されているところの裁判区域が、城砦に従っていた。中世末の城砦区の機能と制度的構造については、レッジョ地方の史料中に明らか言及がある。例えば一三八五年のモンテヴェトロ令によると、「モンテヴェトロという」同名の城砦区には、六つの村が属していた。即ちコスタ、コルニアーノ、カリンツアーノ、シルヴァラーノ、ビッビアーノ、カステツリである。これら六つの村は、モンテヴェトロの城砦に結びついていた。この城砦は執政長官の政庁の所在地であり、また、これらの村々の共同体に対して上級裁判権を主張するカノッサ家傍系の家が居所を構えていた。各々の村の組織は非常に素

朴なものだった。これらはコムーネ (comune) 「と呼ばれる共同体」に組織されており、その頂点には二人の統領^{コンソル}がいた。その他の共同体の役職、つまり公証人、使節、監視人、そして特に執政^{ポデスタ}長官は、家長全員の会議で選出されていた。

従って城砦区は、一箇所にまとまって完結し、完全に領域的な枠組みをなし、公法によるモデルに従って組織されていた。もしくは、そのようなものとして、その土地の領主によっては表現されていた。しかし実際には、領民と領主の間に、保護と従属を互いの間で交換することに基づく繋がりを発生せしめるに際して、城砦が中心的な意義をもつ、ということは共有されていたが、それぞれが互いの政治的な関係をどう認識していたかということになると、因果関係の組み立ては完全に逆であり得た。これは今日もなお十分に明らかにされていない領野に属する。領主と領民の関係は、緊張関係がある時や、徹底的な要求がなされる場合にすら、「領主と領民の間で」共有された政治文化の内部での生理学的論理の表現だ、として解釈されてきたからだ。そこでは、領主への従属は、領主とその城が提供する保護への代償と見做されているのである。

だが実際には、このような外見上の調和の背後には、権威というものを巡る二つの異なった文化における、政治的

合法化の原則の食い違いが隠れていたのである。一方には城の領主がおり、彼にとつて領民の従属とは、領域性原則によるものだった。領主の論理は明快である。領民は城砦区の領域内に居住している↓城砦区は城砦に従っている↓城は領主に属している↓従って、領民は領主に従属する義務がある、というものだ。このような権威関係認識においては、領主の保護とは、「領民の」従属という事実の論理的帰結でしかない。

これとは正反対の因果関係認識が、領民側の政治の見方の基にあるように見える(少なくとも、領主との緊張関係がより高まった瞬間においては)。彼らにとつては、領主の保護とは、義務の前提であり、帰結ではない。従って、保護と従属の交換を発生せしめるのは、城に逃げ込む、という行為なのであり、領民によれば、それは自由にして自発的な行為なのである。その結果として、政治的従属は決して恒常的な状態ではなく、領主の保護を受けている期間に限られ、一時的なものに過ぎないということになる。そしてそうである以上は解消できるのだ。だからこそ「新しい、別の」城の領主による約束、または脅迫を前にして、共同体の住民が「新しく」この領主の城に逃げ込むことを決め、それまで逃げ込むことを常としていた城の領主との間で結んでいた従属関係を破棄することができたのだ。

モンテヴェトロ城砦区の法令については先ほど述べたが、この城砦区と、そこにおける権力行使の実際に関する議論を続けよう。ここでは領主側で作成された条例集から得られるイメージと、それとは異なる証言、つまりヴィスコンティ家の役人から君主へ書き送られた書簡から得られるそれとの間の距離を強調する価値があるだろう。ヴィスコンティに、カノッサ城砦区での徴税が困難であるということ報告するにあたって、レッジョの執政長官^{ポデスタ}と軍指揮官は、「一部の貴族に従属している何人かの領民たち」の振る舞いを記している。彼らは、「戦争の時にモンテヴェトロの城砦に逃げ込んでいたため、その城の領主に従いたがっており」、そのため税を払う気がない、というのだ。

従って、領民の言うところに従えば、ある共同体がある裁判領域に属す、という関係は固定的なものではなく、領主側の政治文化が拠るところの領域的な枠組み（城砦区）を横断し、その都度定めなおすことができたのである。むしろ領民たちが拒否したのは、従属関係が何らかの形で居住地の領域に結びついている、という考え方そのものであった。それはローマ法によって定められ、都市も、君主も、城の領主もみな自家葉籠中のものとしていた、領域性原理を、はっきりと否定するということだったのである。

それ（「領域性原理」とは異なった展開がありえ、またモンテヴェトロの出来事が唯一、例外的なものだったのではないという）ことは、他の様々な状況が示している。特に、レッジョの丘陵地や山岳地帯においては、共同体が複数の裁判領域に分割され、空間によってではなく、個々人の従属関係によって定められている村が少なくなかった。一五世紀初頭においてもなお、カヴィアーノ村の住民は、「一方はサン・パオロ城に逃げ込んでいる人々と、他方はモンテザーネ城に逃げ込んでいる人々」に分かれていた。まさしく共同体内部での分割であり、このことは課税台帳が別々に作成されていることから確認できる。他にも多くの事例を挙げることができるだろう。なぜなら、レッジョのような城の非常に多い地域では、領民は、自分がどの城に逃げ込むのか、従ってどの領主に従うのかを選択することができたからである。従って権力の枠組みは非常に動きの多いものであり、城の領主は領民を様々な方法で自らに結びつけることで、それを安定的に保とうとした。即ち経済的な方法や（土地の賃貸）、忠誠誓約の強制などの方法で。さて、このようにおよその全体的枠組みを定めたとところで、ここでレッジョの事例を、より広い問題の地平にひきつけるために必要な考察を行うことが適切だろう。レッジョの事例は、領域形成の過程——つまり近代的政治組織

形態の前提であるところの、明確に認識されうる境界をもった領域的枠組みの創出にいたる過程を、全体的に再考することを私達に促しているのではないだろうか。イタリアでは研究史上、領域形成の過程は早くも一世紀に置かれていた。それにも関わらず、レッジョのようないくつかの地域においては、中世末においても未だ完成しておらず、領域が政治的従属と連関しているという考えを公然と拒否する主体もいたのである。

ここから、不可避の問題が発生する。一体どのような理由によって、今日に至るまでイタリアの歴史家たちは、領域性原理に基づく政治文化に対抗し、領民の政治的行動を促す力のある原則が存在したという事に気づかなかつたのだろうか。私は三つの理由を特定することができるのではないかと思う。

第一の理由は、イタリアの歴史家たちにとっては、一般法（ローマ法、カノン法、封建法）の規定によらない中世世界、というものが考えにくかったということに関係している。一般法は、非常に長い間、中世研究に近づく者にとつて決して無視できないものであった。

第二の理由は、とりわけ一九七〇年代以降において、イタリアでもオットー・ブルンナーの著作が持った大きな影響に関係がある。ブルンナーは、著名な『ラントとヘルシャ

フト』において、領主と領民の関係を有機的統一と見なす方に傾いた解釈を提出した。ここで有機的統一というのは、様々な担い手によってその内容が共有されており、そこでは領主の拠るところの領域性原則は、領民の「持つ、領主領民関係を」契約によるものと見なす見方と決して衝突せず、むしろ結合しているという意味である。実際には、近年はブルンナーの有機的統一論への批判も皆無ではなかった。私はここでG・アルガーツイやH・ズモラのそれを念頭においているのだが、これらの批判は、領主権力は横暴なものでしかありえない、という考えに基づくものである。このような展望においては、領主支配は強制に基づくものであり、政治文化上の原則の共有に基づくのではない、ということになる。しかし、レッジョの事例が、いかにして領民が主体的に自らの政治文化を作り上げたかということと、彼らがそれを実践に移す能力を持っていたということを示しているのみならず、「領主権力の暗黒伝説」を相対化する要素を提供していることにも注意を払うことには意味がある。事実、領主の保護を求めているのは領民自身なのだ。領主権力の実態に関しては、史料から、それが厳密な限定を受けていたことが分かっている。例えば裁判に關してである（領主は死刑を課すことができなかった）。

イタリアの歴史家たちが、領域性に基づくものに替るオ

ルタナティヴな政治文化が存在する可能性をこれまで検討してこなかった第三の理由は、史料の性格にある。伝来した史料の多くは、領主側の、または都市側のものであり、農村領域での権力行使の慣行については、自覚的・意図的に歪曲されていることを想起させる。都市と領主は、実際、自らの政治文化を唯一の有効なものであるかのように表そうとしていた。このような展望の内部では、オルタナティヴな文化があったとしても、そのようなものとして認められることはなく、ことによると、唯一の現行政治文化を破る非合法なものとして烙印を押されるだけだったのである。

ヘゲモニーを握った主体（都市、君主、領主）の、自らの行動を促す諸原則をあたかも共有されたものであるかのように提示する傾向（と、その帰結としてのオルタナティヴ文化の隠蔽）を暴露するために、貴重な手助けを提供してくれるのが、政治的言語の分析である。特に史料の相対的に限られた人々の言語がそうだ。とりわけ、異なる文化における政治的合法化の原則の食い違いを把握し、中世後期の社会を特徴付けていた多元性を、その全体性において回復することができたのは、領民が自らの共存の理想を表すために用いた言葉や、イメージ、引用―これら全ての要素は、ほとんど操作の加えられていない史料、即ち裁判供

述書、嘆願書、外部観察者の言葉などに見出されるものだ―の全体の分析を通じてのことだったのである。

（ミラノ大学講師／訳・解説者 ミラノ大学大学院）